

子ども子育て新制度と 保育料について

国立市役所 子ども家庭部
児童青少年課
平成26年7月

子ども子育て関連3法の趣旨と 主なポイント

子ども子育て関連3法

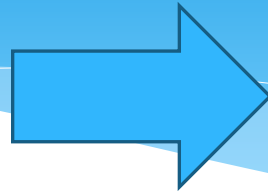
- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正法
- 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

主なポイント

- 保護者が子育てについて第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進
- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付「施設型給付」及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- 認定こども園制度の改善
- 地域の実績に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

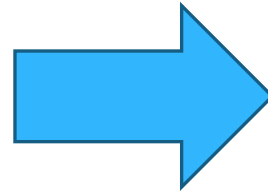
認定方法について

3歳から5歳で教育を受ける児童



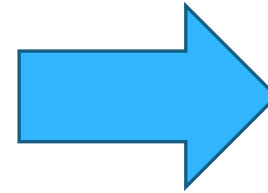
1号認定（幼稚園）

3歳から5歳で保育が必要な児童



2号認定（保育所）

0歳から2歳で保育が必要な児童



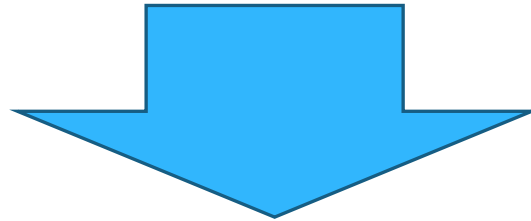
3号認定（保育所）

上記1号・2号・3号については子ども子育て支援法第19条第1項に記載されている号数です。

保育園制度は どこがどう変わるの？

現在

保育に欠ける児童が要件それ以外は預からない
(一時保育は別事業)



新制度

保育が必要な児童については、認定を行い、認定書を元に保育施設に対して保護者が直接申し込む

保育の必要性の認定に係る「事由」について（全体像）

現行の「保育に欠ける」事由 (児童福祉法施行令27条・再掲)

○以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること

- ①昼間労働することを常態としていること(就労)
- ②妊娠中であるか又は出産後間がないこと(妊娠、出産)
- ③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること(保護者の疾病、障害)
- ④同居の親族を常時介護していること。(同居親族の介護)
- ⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること(災害復旧)
- ⑥前各号に類する状態にあること。(その他)

新制度における「保育の必要性」の事由

○以下のいずれかの事由に該当すること
※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能

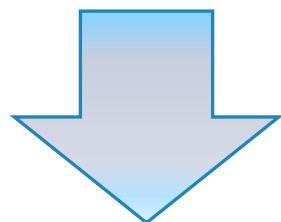
- ①就労
 - ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く)
 - ・居宅内の労働(自営業、在宅勤務等)を含む。
- ②妊娠、出産
- ③保護者の疾病、障害
- ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護
 - ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動
 - ・起業準備を含む
- ⑦就学
 - ・職業訓練校等における職業訓練を含む
- ⑧虐待やDVのおそれがあること
- ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

保育時間の考え方(長時間・短時間)

保育標準時間(利用)

⇒ 1週当たり30時間以上

保育短時間(利用)



⇒ 1週当たり12時間以上

保育短時間については、国は、地域ごとの就労の実情が多様であり、それを反映した市町村の運用にも幅があることを踏まえ、1ヶ月48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定める時間とすることを基本とするとしています。

保育標準時間と短時間の預かり方

【保育必要量のイメージ】(一般的な保育所のように、月曜日～土曜日開所の場合)

※開所時間は市町村、施設・事業ごとに定める

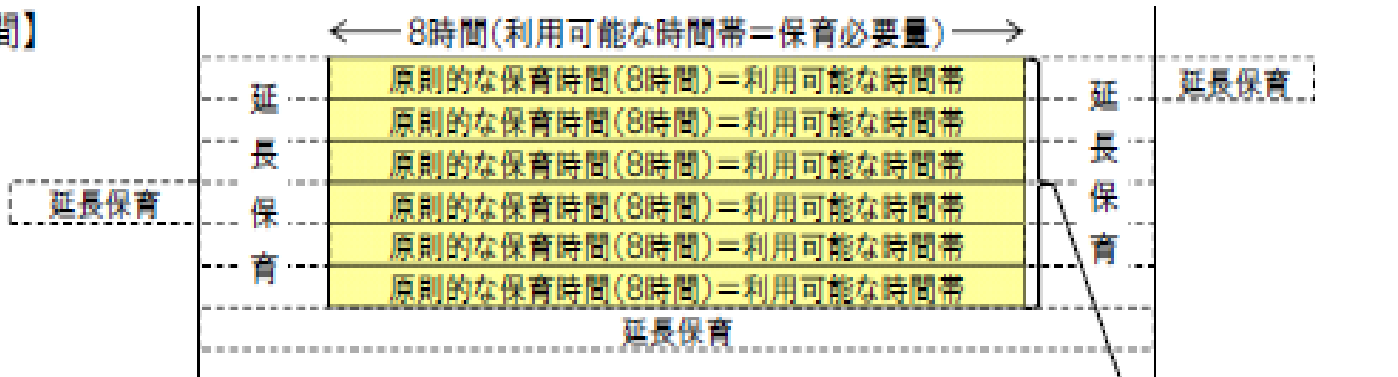
【保育標準時間】

月曜日
火曜日
水曜日
木曜日
金曜日
土曜日
日曜日



【保育短時間】

月曜日
火曜日
水曜日
木曜日
金曜日
土曜日
日曜日



※1ヶ月の保育必要量の考え方

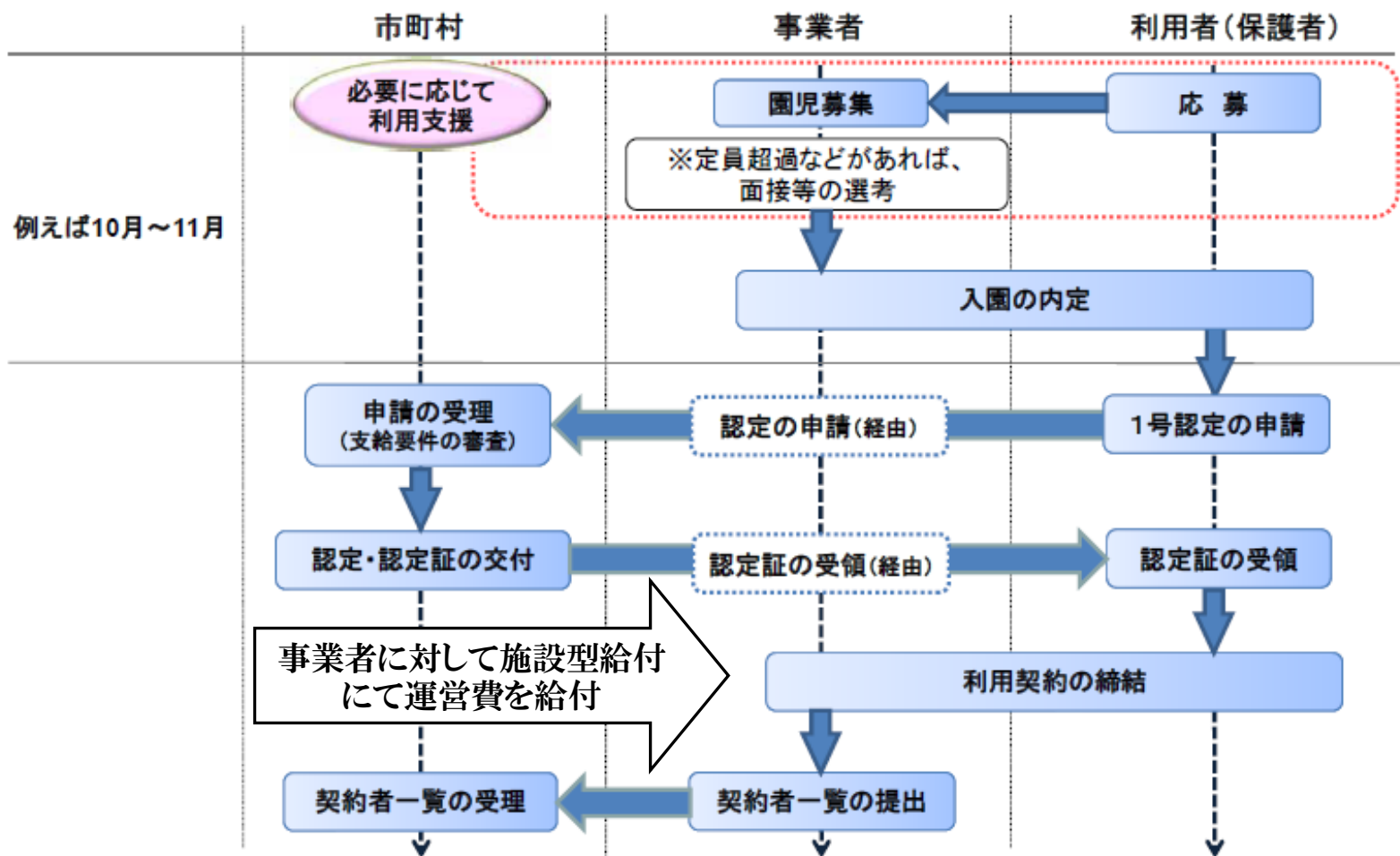
$$1日11時間(8時間) \times 300日 / 12ヶ月 = 275時間(200時間)$$

$$1日11時間 \times 6日 \times 31日 / 7日(週) \approx 292時間$$

$$1日8時間 \times 6日 \times 31日 / 7日(週) \approx 212時間$$

幼稚園の手続きの流れ(新制度)

新制度における1号認定子どもの簡素な利用手続(イメージ)



保育審議会 で審議すること

1. 国立市の保育料条例について

現在国立市では、保育園(2号・3号)の保育料しか条例で規定されていない。



新制度により、施設型給付を受ける幼稚園(1号)の保育料を制定する必要となった。

2. 国から示された保育料について

国の示した保育料は、施設が運営するのに必要な経費（公定価格）を算出し、そのうち保護者が負担する保育料の上限を示したものである。

公定価格

（施設運営に必要と算出された金額）

運営費

（施設型給付または地域型給付により市から給付される）

保育料

（保護者が負担する部分）

3. 保育料を検討するにあたり施設型 給付を受ける幼稚園保育料 (1号認定)

* 現状

幼稚園の保育料は各園で決定しており、統一的な金額はない。

国から就園奨励費と都から保護者負担軽減補助金が保護者に対して給付されている。

* 新制度

施設給付型に入った幼稚園は市が定めた保育料を徴収する。

国の示した保育料には就園奨励費と幼稚園入園料が含まれている。

都の保護者負担軽減補助金は継続して保護者に給付される。

4. 保育料を検討するにあたり 保育園保育料(2・3号認定)

* 現状

国立市では、毎年国から示された保育料をもとに条例で制定されている。

保育料は所得税の額により決定される。

応益負担である。

* 新制度

保育料は住民税の額により決定される。

応益負担である。

国から示された保育料と比較して今後の保育料を決定



2. 共働き等家庭の子どもが幼稚園を利用する主要ケースと支給認定等の関係

保護者の利用希望等		支給認定の申請	通常の教育時間	預かり保育
新規に支給認定を受ける場合	●幼稚園等※1のみを希望	1号(入園内定施設を通じて申請)	施設型給付(1号)の対象	一時預かり事業 (認可外保育施設運営支援事業等)
	●幼稚園等と保育所等※2の両方を希望(併願) ①利用調整の結果、入所待機となったため、併願し内定していた幼稚園に入園 ②利用調整の結果、入所可能な保育所等を示されたが、併願し内定していた幼稚園が最も希望に合致したため、幼稚園に入園 ●保育所等のみを希望 ③通園可能な域内に保育所等がなかったため、幼稚園の利用を申し込んで入園 ④利用調整の結果、入所待機となったため、幼稚園の利用を申し込んで入園	2号	特例施設型給付(2号)の対象	
	保育認定を既に受けている場合 ①小規模保育の卒園者が入園、②転居により保育所等から転園	既に受けている2号認定をそのまま活用		

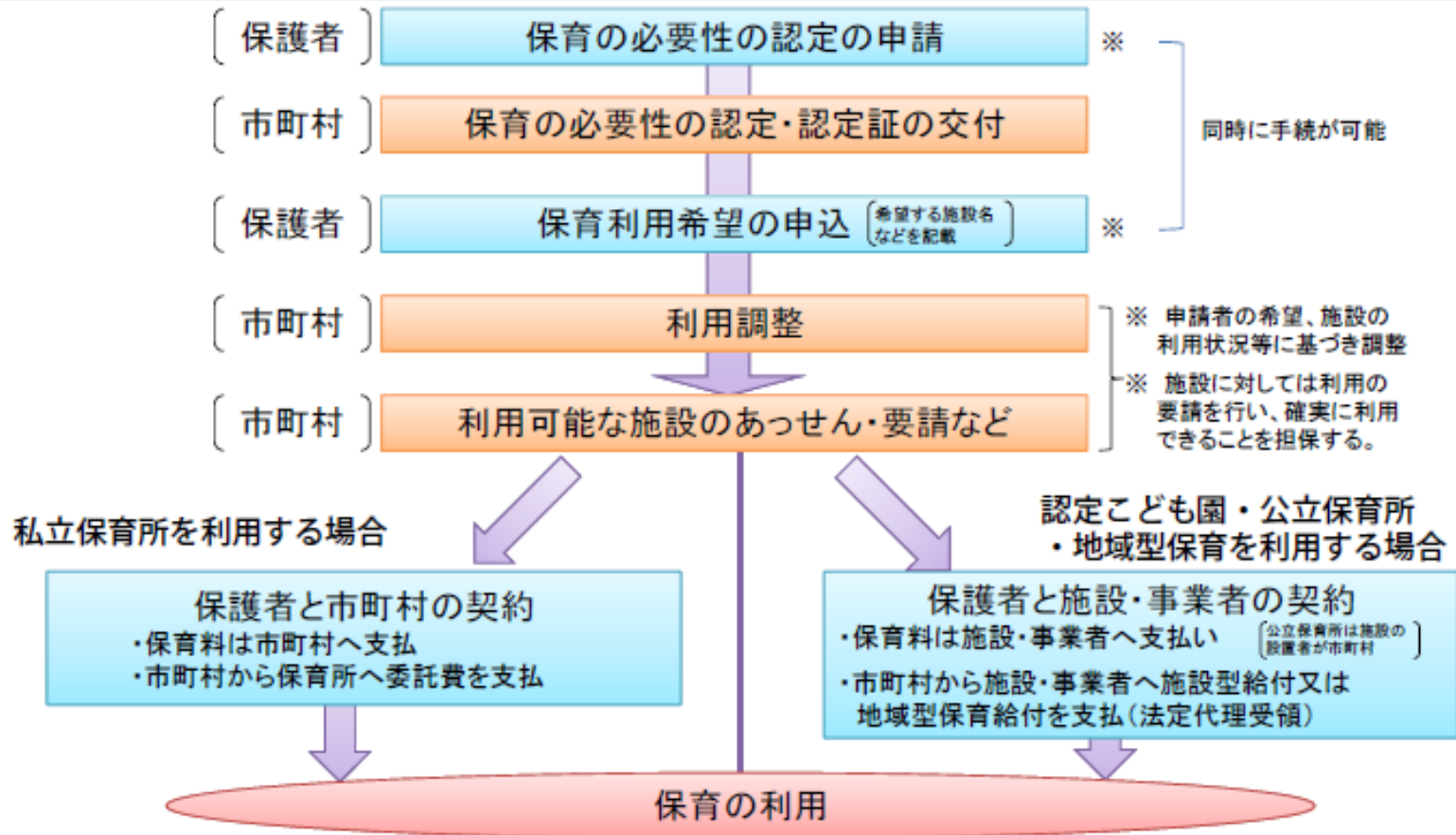
入園後、一定期間内に保育所等への転園の希望の有無を確認。希望がない場合は1号認定に変更することが考えられる。

※1 幼稚園等：幼稚園又は認定こども園(教育標準時間認定の利用定員)

※2 保育所等：保育所又は認定こども園(満3歳以上・保育認定の利用定員)

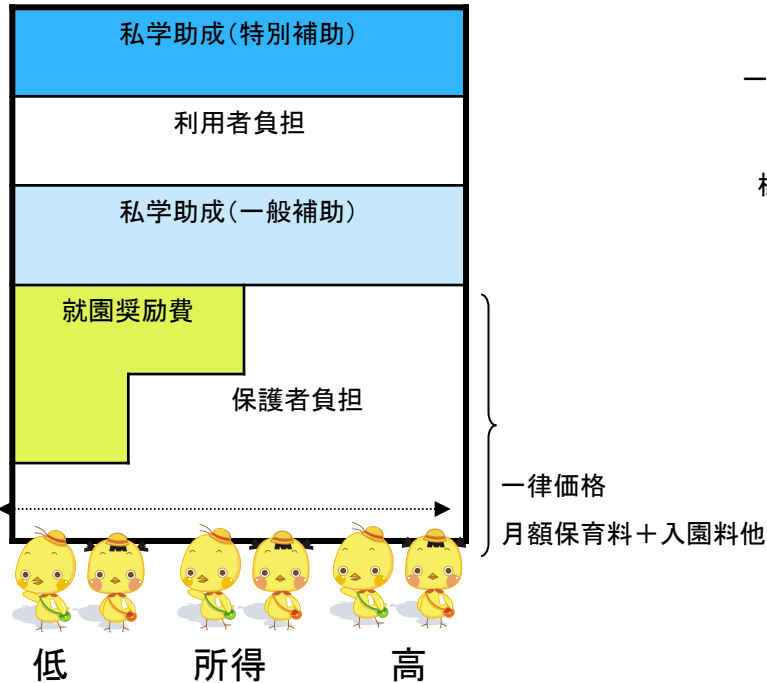
認定の流れについて

- 当分の間、保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、市町村が利用の調整を行う。(改正児童福祉法第73条1項)
- 認定こども園・公立保育所・地域型保育は、市町村の調整の下で施設・事業者と利用者の間の契約とする。
- 私立保育所は市町村と利用者の間の契約とし、保育料の徴収は市町村が行う。

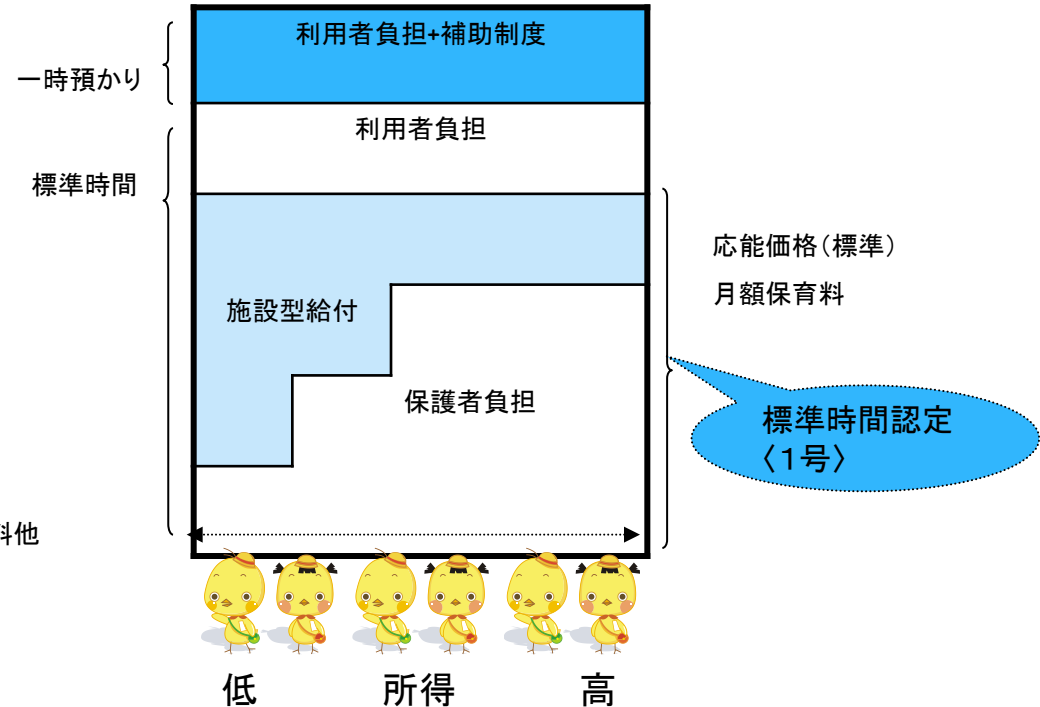


幼稚園の運営費について

① 現行の幼稚園



② 施設型給付の幼稚園



<現行制度と新制度における「保育標準時間」及び「保育短時間」の比較イメージ>

	現行制度	新制度
対象児童	保育に欠ける児童	保育の必要性の認定を受けた児童
認定区分	1区分 ※A時間以上	2区分 ※保育標準時間 平均275時間/月(212時間超・292時間以下) 保育短時間 平均200時間/月(212時間以下)
保育料	応能負担 ※C円/月	応能負担 ※保育標準時間 C円/月 保育短時間 C円×一定割合/月
利用定員	一律 例)90名	保育標準時間と保育短時間に分けた定員設定も可能 例)保育標準時間:60名 保育短時間 :30名

<「保育標準時間」及び「保育短時間」の区分を設けることによるメリットについて>

①保育の利用者負担

➢保護者がパートタイム就労による保育短時間認定を受ける場合、現行制度よりも低額の保育料で保育を受けることが可能

※利用者負担については、教育標準時間認定を受ける子どもと保育認定を受ける子どもの整合性の確保に配慮して検討することが必要

②保育の受けやすさ

➢保育所等が認定区分に応じた利用定員を設けた場合、「保育短時間」認定の子どももその利用定員の範囲内において、保育を受けやすくなることが可能

保育の必要性の認定について（これまでの議論を踏まえたイメージ）

※実際の運用に当たっては、更に細分化、詳細な設定を行うなど、現行の運用状況等を踏まえつつ、市町村ごとに運用

①事由

- 1 就労
- 2 妊娠・出産
- 3 保護者の疾病・障害
- 4 同居親族等の介護・看護
- 5 災害復旧
- 6 求職活動
- 7 就学
- 8 虐待やDVのおそれがあること
- 9 育児休業取得時に、既に保育を利用していること
- 10 その他市町村が定める事由



②区分（保育必要量）

- 1 保育標準時間
- 2 保育短時間



③優先利用

- 1 ひとり親家庭
- 2 生活保護世帯
- 3 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- 4 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
- 5 子どもが障害を有する場合
- 6 育児休業明け
- 7 兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合
- 8 小規模保育事業などの卒園児童
- 9 その他市町村が定める事由

保育の必要性認定・指数（優先順位）づけ

<保育標準時間>
Aグループ（10点）

○○ ○○
□□ □□
.....

計 X人

Bグループ（9点）

△△ △△
□□ ○○
.....

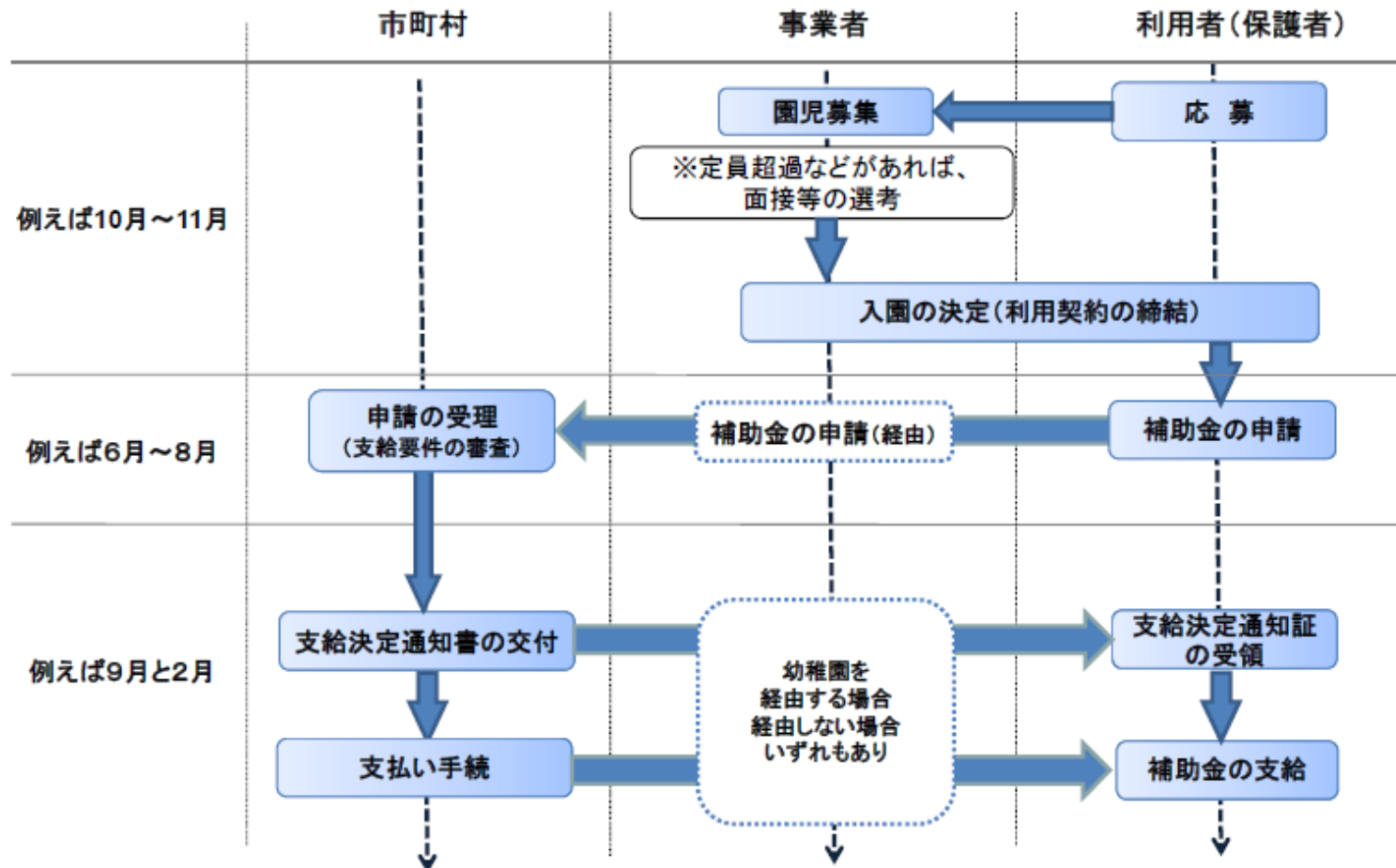
計 Y人

※ 保育短時間も同様

幼稚園と新制度の関係について

幼稚園の手続きの流れ(現状)

(参考) 現行の私立幼稚園利用・幼稚園就園奨励費支給の事務フロー(イメージ)



【財政措置についての比較①】

	保育料	財政措置	預かり保育
①現行 幼稚園	設置者が設定・徴収 保護者が補助金を申請	<u>私学助成(一般)</u> 私学助成(特別)	私学助成(特別)
②施設型給付 幼稚園	<u>応能負担の公定価格</u> 設置者が徴収	<u>施設型給付(標準時間)</u> 私学助成(特別)	市町村から補助
③施設型給付 認定こども園	<u>応能負担の公定価格</u> 設置者が徴収	<u>施設型給付(標準時間・長時間)</u> 私学助成(特別)	

【考察】

- ・①の場合、②・③より保護者負担が高くなると考えられる。
- ・②の場合、価格による差別化が難しい。
- ・②、③の場合、一部上乗せ徴収可。
- ・③の場合、長時間で一時預かりを要する保護者の負担が軽減される。
- ・各園の選択は他園に影響が及ぶ。
- ・公定価格については検討中

認定こども園化について(現制度)

認定こども園(幼稚園・単独型)になるポイント

- 1, 長時間(月160時間以上)利用児定員の設定
- 2, 8時間以上の開所
- 3, 調理室の整備(外部搬入の場合、簡易な加熱保存設備で可)
- 4, 職員配置(長時間利用・・・3歳20人/1人 4・5歳30人/1人 常時2人)
- 5, 開所日の増加(春・夏・冬休み等の開所)
- 6, 子育て支援事業
(在園児以外を対象の子育て相談等、2つ以上を実施)

教育・保育施設の種類（新制度）

- * 認可保育園（60人以上）
- * 認定こども園
- * 幼稚園
- * 小規模保育所（20人以上59人以下）
- * 小規模保育事業（6人以上19人以下）
- * 家庭的保育事業（5人以下）
- * 居宅訪問型保育事業
- * 事業所内保育事業
- * 認証保育園（東京都事業）

施設型給付

地域型給付

地域子供・子育て支援事業

利用者支援事業

放課後児童クラブ

一時預かり事業

延長保育事業

病児保育事業

多様者主体の
参入促進事業

実費徴収にか
かる補足給付
を行う事業

地域子育て支
援拠点事業

妊婦健康診査

乳児家庭全戸
訪問事業

養育支援訪問
事業


要保護児童等
に対する支援
に資する事業

子育て短期支
援事業

ファミリーサポ
ート・センター事
業

2. 地域型保育事業の検討に当たって

(1) 地域型保育事業のコンセプト

 地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応できる、質が確保された保育を提供し、子どもの成長を支援する。

- > 大都市部の待機児童対策、児童人口減少地域の保育基盤維持など地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応
- > 多様な主体が、多様なスペースを活用して質の高い保育を提供
- > 保育所分園やグループ型小規模保育、へき地保育所、地方単独事業など様々な事業形態からの移行

(2) 地域型保育事業の位置付け(性格)について

- 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業(以下「地域型保育事業」という。)は、児童福祉法において児童福祉施設(7条)として位置付けられている認可保育所とは法令上の位置付けが異なり、様々な場所で展開される事業として位置付けられている。
- そのため、多様な場所、規模・提供形態を前提とする事業として、質の確保方を検討し、その上で、保育所(児童福祉施設)に準じた規制が必要な場面においては、適宜、対応する必要がある。

<各事業の特徴>

	家庭的保育事業	小規模保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
形態	・家庭的な雰囲気の下で、少人数を対象にきめ細かな保育を実施	・比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施	・企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施	・住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施
規模	・少人数(現行は家庭的保育者1人につき、子ども3人) ※家庭的保育補助者がいる場合は子ども5人まで	・6~19人まで	・様々(数人~数十人程度)	・1対1が基本
場所	・家庭的保育者の居宅その他様々なスペース	・多様なスペース	・事業所その他様々なスペース	・利用する保護者・子どもの居宅

子ども・子育て支援事業計画に おける記載事項について

< 必須記載事項 >

区域の設定

- 市内保育園等の配置バランスの考慮

各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容およびその実施時期

- 幼稚園および保育園等の需要に対する供給の確保と実施時期

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容およびその実施時期

- 地域の子育て支援事業の提供と実施時期

幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

- 認定こども園の推進

<任意記載事項>

産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

- 子どもを預けやすい施設づくりと利用方法の確保

子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

- 保育コンシェルジュの創設

労働者の職業生活と家庭生活との両立が図れるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

- 労働者が働きやすい社会環境づくり

子ども・子育て支援事業計画の ポイント

量の見込み=
ニーズ調査による需要量の算出

確保の内容=
待機児童解消に向けて
の供給量の設定

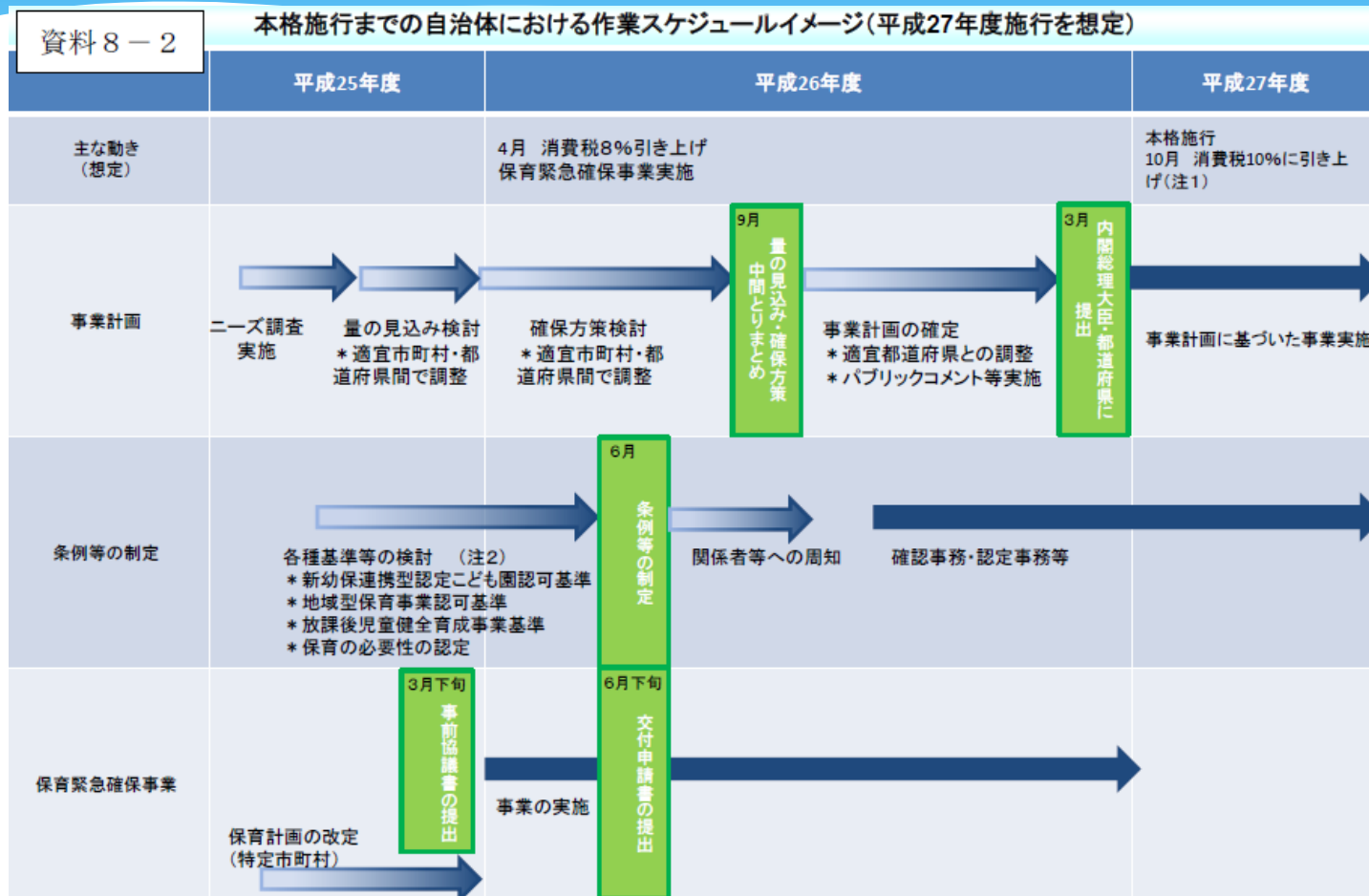
実施時期=
5年計画で需要と供給
を満たす計画策定

「子ども・子育て支援新制度」シンボルマークについて

今般、平成 27 年 4 月の本格施行を予定している「子ども・子育て支援新制度」を広く国民に知っていただくため、シンボルマークを作成いたしました。今後、新制度に対する国民の理解と共感を深めるため、広報啓発活動等に活用していきます。



作業スケジュールイメージ(国)



(注1) 消費税率の引き上げは、経済状況を踏まえて判断。

(注2) この他、利用者負担の基準を踏まえ、保育料等に係る条例等を制定する必要がある。

作業スケジュールイメージ(市)

国立市 子ども総合計画審議会スケジュール(案)

年	平成26年											
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
子ども総合計画審議会	● 第6回 (事業計画 骨子案・事 業量確保方 策等の検 討)	● 第7回 (事業計画 骨子案・事 業量確保 方策等の 検討)	(事業計画 案を東京 都へ報告)	● 第8回 (東京都へ の計画案 提出予定)	● 第9回 (事業計画 案・事業量 見込み・確 保方策等の 中間とりま とめ)		● 第10回 (最終調整 へ向けて の事業計 画案づく り)	パブリック コメント等 実施			● 最終回 (最終調整 完了) 事業計画 確定	

